

予算の執行管理基準

各所属長は、各所属の予算の執行管理に当たり、四街道市財務規則、四街道市建設工事監督職員要綱に定められた事項、予算執行方針で通知された事項のほか、本基準に従い、適切に執行管理を行うものとする。

(発注)

- ・所属長は、事業の着実な年度内完了に向け、早期発注に努めること。

(契約)

- ・所属長は、契約相手方に対し、事業の財源構成を含め、税金の投入された公共事業である旨周知すること。
- ・所属長は、契約相手方に対し、遅延損害が生じた場合には、損害額の賠償を求めることがある旨周知すること。

(履行の確保)

- ・所属長は、定期的に工事の施工状況を把握すること。
- ・所属長は、国・県補助事業の場合、繰り越す必要がある場合には、国・県に対する繰越手続を要することから、遅くとも1月には、すべての事業で年度内完了の見込みを確認するものとする。
- ・監督職員は、履行期限までに履行できないおそれがあるなどの状況に応じて、職人の増強や工期見直しの検討など契約相手方に対し必要な指示を行うものとする。

(繰越)

- ・所属長は、施工状況から次の(1)～(7)の検討を行い、繰越明許の要否を判断し、財政課長に協議を行う。
 - (1) 対象経費が前年度から本年度へ繰越明許によって繰り越した経費でないこと。
 - (2) 対象経費が、契約等で定められている内容に沿って実施されていること。
 - (3) 支出負担行為の時期、完成までの期間、事業の進捗状況等からみて、繰越事由及びその事由発生時期が妥当であること。
 - (4) 着工年月日、竣工予定年月日等の状況が繰越しをする上において支障がないこと。(支出負担行為時点で年度内完了を予定しており、かつ、変更後の竣工予定日が翌年度内であること。)
 - (5) 支出負担行為未済のまま繰越しを行う場合には、どういう事由によりそうなったのか、翌年度において事業実施の見込みがあるかどうかを検討すること。
 - (6) 財源に国・県の補助金を充当しているものについては、当該補助金の繰越の承認を得ていること(得る見込みがあること)。
 - (7) 予備費使用に係る経費でないこと。